

第 2 期松阪市立小中学校児童生徒用タブレット等賃貸借及び運用保守 仕様書

1. 業務の概要

(1)業務の名称

第 2 期松阪市立小中学校児童生徒用タブレット等賃貸借及び運用保守

(2)業務の目的

全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和2～3年度に「1 人 1 台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGA スクール構想が推進された。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。一方、1 人 1 台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどしており、GIGA スクール構想第2期を念頭に、令和6年から令和 10 年にかけて端末を計画的に更新するため、県域での共同調達を実施されている。しかし本市においては、高度な教育を行うために高機能な端末を必要とすることからオプトアウトし、独自での調達を行う。

(3)調達の範囲

- ・学習用タブレットの賃貸借
 - ・タブレット周辺機器の提供
 - ・ソフトウェアライセンス・学習用タブレットの初期キッティング作業
 - ・通信回線の提供
 - ・運用保守サポート
 - ・ハードウェア補償
 - ・契約満了時の機器撤去
- その他、上記に付随する作業

(4)契約形態および契約期間

- ・契約形態 : 賃貸借契約(賃貸借金額以外に別途費用が発生しないこと)
- ・納入期限 : 令和 8 年 3 月 31 日まで
- ・賃貸借期間: 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(5)納入場所

別紙1「整備対象校一覧」に記載の小中学校および子ども支援研究センター

2. 業務体制に関すること

受託者は本業務にあたっての趣旨を十分に理解し、本市の教育における ICT 活用を促進させるための業務体制を構築すること。

(1)プロジェクト管理

受託者は、本業務が滞りなく実施できるよう、全体スケジュールの進捗管理、課題管理、変更管理を実施すること。また、受託者が中心となり、各工程において主体的にプロジェクト管理を実施することができるものをプロジェクト管理者として参画させること。

(2)ICT 導入支援

教育機関における ICT 活用及び運用設計等について知識・経験を有するものを参画させること。

(3)スケジュール

「1.業務の概要 (4)契約形態および契約期間」に記載の納入期限までに、すべての小中学校で児童生徒が利用する端末をキittingし、利用できるようにスケジュールを策定すること。

3. ハードウェア仕様

必要数量

整備品目	数量
学習用タブレット	12,800
キーボード付ケース	12,800
タッチペン	15,000
USB ケーブル	15,000

(1)学習用タブレット

No	項目	仕様
1	機種	iPad A16(または、その後継機種) Wi-Fi+cellular モデル
2	OS	iPadOS
3	色	シルバー
4	ストレージ	128GB 以上

5	画面	10～11 インチ、タッチパネル
6	無線	IEEE802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上
7	カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ
8	スピーカー	内蔵
9	マイク	内蔵
10	外部接続端子	USB2.0 以上の規格であって USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上有していること。
11	バッテリー稼働時間	8 時間以上
12	重さ	1.5kg 程度を超えないこと。(本体及びハードウェアキーボード)
13	その他	●端末の稼働状況を把握できる機能 ●適切なセキュリティ対策としての以下の機能 ・マルウェアから端末を保護する機能 ・データを暗号化する機能 ●端末に適合する端末メーカー純正品の充電ケーブル・電源アダプタを端末と合わせて納入すること。

(2)タブレット周辺機器等

No	項目	仕様
1	ハードウェアキーボード スタンド 本体カバー 外部接続端子	ハードウェアキーボード、スタンド及び本体カバーが一体となったものとし、つぎの要件を満たすこと。 ・エレコム株式会社の KEY PALETTE Folio(型番: TK-KP14UMBK)または、その後継機種 of 同等品とすること。 ・有線イヤホンマイク、キーボード、USB TypeC(充電可)が同時に使えること。 ・MIL 規格に相当する耐衝撃試験を実施し、1.2m 程度の高さから落下させても破損に耐えうるなど、堅牢な製品であること。 ・カバー装着状態で、iPad の全てのボタンが使用でき

		ること。 ・本体を含めた重量が 1.5 kgを超えないこと。 ・カラー、サイズ等すべて同一の製品とすること。 ・キーボードを取り外して、ケース単体でも利用可能であること。 ・ケースとキーボードを繋ぐ配線が露出していないこと。 ・キーボードを取り外した状態でも有線イヤホンを接続できる 3.5mm ステレオミニジャックを搭載すること。 ・キーボードは、日本語 JIS 配列準拠であること。 ・キーボード、または付属のカバー等にスタンド機能が具備されており、利用場面にあわせて角度調節が可能であること。 ・専用アプリや設定を必要としないプラグアンドプレイに対応していること。 ・タブレットケースを装着した状態で、外部ディスプレイへの出力が可能であること。 ・ケース付きの学習用タブレットを学習機で教科書や筆記用具と並べて活用でき、机からの落下にも配慮されていることが望ましい。
2	タッチペン	(充電式) ・カラー、サイズ等すべて同一の製品とすること。 ・パームリジェクションに対応していること。 ・バッテリーを内蔵し、学習用タブレットと同じ充電端子で充電可能なこと。 ・学習用タブレットと同じ充電ケーブルで充電可能なこと。 ・学習用タブレットで使用可能なこと。 ・スイッチによる電源 ON/OFF 機能やオートスリープ機能を有していることが望ましい。
3	USB ケーブル	学習用タブレットおよびタッチペンを充電用とし、つぎの要件を満たすこと。 ・学習用タブレットを充電可能な USB Type-A to

		Type-C のケーブルであること。 ・ケーブル長は 1m であること。 ・カラー、サイズ等すべて同一の製品とすること。
--	--	--

4. ソフトウェア仕様

必要数量

整備品目	児童生徒用	教員用、市教育委員会用
協働学習アプリケーション	11,200	—
学習支援ドリル	11,200	—
端 末 一 括 管 理 サ ー ビ ス (MobileDeviceManagement、 以下「MDM」という)	12,800	250
Web フィルタリングサービス	12,800	250

(1)協働学習アプリケーション

- ・株式会社 LoiLo のロイロノート・スクールを提供すること。
- ・児童生徒及び教職員、市教育委員会が使用するためのライセンスを用意すること。

(2)学習支援ドリル

- ・株式会社ラインズの e ライブラリアドバンスクラウド版を提供すること。
- ・児童生徒及び教職員、市教育委員会が使用するためのライセンスを用意すること。

(3)MDM

- ・Jamf 社の Jamf Pro を提供すること。
- ・児童生徒及び教職員、市教育委員会が使用する端末を管理できるライセンスを用意すること。(児童生徒用予備機を含む)
- ・市教育委員会が管理画面にアクセスできるアカウントを用意すること。

(4)Web フィルタリング

- ・デジタルアーツ株式会社の i-FILTER@Cloud GIGA スクール版を提供すること。
- ・全市内児童生徒及び教職員、市教育委員会が使用するためのライセンスを用意すること。
(児童生徒用予備機を含む)

- ・教職員及び市教育委員会がフィルタリングログを閲覧できるアカウントを用意すること。
- ・市教育委員会が管理画面にアクセスできるアカウントを用意すること。

5. 初期キッティング作業および納品

- ・設定内容の詳細については、安全面や運用面への配慮について本市の要望をヒアリングし、綿密な協議のうえ設定内容を決定すること。
- ・本市との協議で決定した内容は、端末設定仕様書に記載し提出すること。
- ・初期キッティング開始時点で設定済の MDM、Web フィルタリングサービス、各種アプリケーションのインストール、通信 SIM、ネットワーク設定及び機能制限等の各種設定は、現行環境を継続して利用できるよう設定し、各校ですぐに利用可能な状態で納品すること。
- ・端末管理番号のラベルを端末の表裏両面、端末シリアル番号のラベルを端末の裏面に貼りつけること。必要に応じてタブレット端末周辺機器等にもラベルを貼付すること。
- ・本市が指定する機能のみを有効に設定し、すべての端末に設定すること。
- ・学習用タブレットにキーボード付きケースは装着した状態で納品すること。
- ・iPadOS については、原則、キッティング時点の最新バージョンとすること。ただし、最新バージョンとすることで、導入するソフトウェアに影響が明らかである場合などは協議して導入するものとする。
- ・納品に伴い不要となった梱包物等は撤去し、適切に処理すること。
- ・全ての納入機器等は新品とし、中古品または再生品等は認めない。

6. 通信回線

- ・契約期間中、5G もしくは 4G にて通信を提供すること。
 - ・データ通信量は、以下ア)イ)のいずれかを満たすこと。
 - ア)50GB／台・月以上
 - イ)5GB／台・月(シェアプラン)以上
 その他、日々の持ち帰りや校外学習での利用を想定して、1 台あたりのデータ通信量が十分に確保されるプランがあれば、提案すること。
 - ・すべての小中学校では無線 LAN に接続して使用するため、WiFi+5G もしくは 4G のハイブリッドモデルに最適なデータ通信量を提案すること。
 - ・毎月の通信容量を超過した場合は、通信を停止しないこと。また指定のデータ量を超過する端末については市教育委員会が把握できることが望ましい。
 - ・「通信利用にかかる初期費用、月額利用料(データ通信料、ISP 利用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料等)について契約に含むこと。
- また、履行期間内に、基礎的電気通信役務支援機関によるユニバーサルサービス料及び電

話リレーサービス料に変更があった場合においても、契約単価は変更しないものとする。

- ・データ容量を超過しないよう、発注者と協議し、工夫・対策をすること。
- ・短期間で一時的に大量のデータ通信を利用した場合でも、通信速度が制限されないこと。
- ・導入対象校において、文部科学省「学習系ネットワークにおける通信環境最適化パンフレット」に記載されている端末あたりの通信帯域(2Mbps)を満たすこと。
- ・導入対象校周辺において、通信状況が悪い箇所について申告があった場合、改善計画の立案とその説明を行うこと。改善については通信事業者側の費用負担とすること。
- ・WEB を通じて通信回線ごとの利用明細・内訳書を閲覧・集計できるなど、極端な通信利用を可視化できるサービスを付加すること。当該サービスの提供が難しい場合は、利用状況をまとめたデータを毎月発注者へ提出すること。
- ・受託者は、電気通信事業法第9条に規定された、総務大臣の登録を受け移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかわる無線局を自ら開設、運用している事業者であること。
- ・受託者は、GIGA スクール構想での通信回線提供実績を有していること。

7.保守・補償

(1)運用保守

- ・学校・市教育委員会・ICT 支援員からの問い合わせを受け付けるための、専用ヘルプデスクを設けること。受付窓口は一元化すること。
- ・保守対象は、本契約で導入するハードウェア、ソフトウェア、通信回線とする。これらの障害報告、設定変更の依頼、操作方法に関する問い合わせ等に迅速に対応すること。
- ・原因調査の結果、対応に時間を要する事象が発生した場合は、代替措置を提案し授業、校務への支障を最小限にとどめるように対処すること。
- ・ネットワーク障害に関する報告があった場合は、通信回線と校内ネットワーク(Wi-Fi)との原因の切り分けを行うこと。
- ・ヘルプデスクは、少なくとも土日・祝・年末年始を除く平日 9:00～17:00 を対応時間を含めること。
- ・故障・紛失・盗難等の報告を受け付けた場合、MDM を用いて遠隔サポートを実施すること。
- ・端末の制限内容の変更やアプリのインストール等、各学校、市教育委員会からの要望に応じて MDM の操作を行い、遠隔での設定を実施すること。
- ・各学校及び市教育委員会からの要望に応じて Web フィルタリングの設定変更を実施すること。
- ・アカウント(Apple Account、Microsoft アカウント)や、導入ソフトウェアのアカウントの登録、更新、及びリモートでの端末初期化などを市教育委員会が指定する期間内で全児

童生徒・教員分実施すること。(転出入の場合は随時、年次更新は各年度開始時に実施すること。)

- ・クラウドサービスについては、設定の遠隔サポートを実施すること。
- ・導入後の活用が促進されるような運用体制、保守内容を提案すること。
- ・ヘルプデスクによる問い合わせ対応、遠隔サポート、故障機の交換、あるいは現地対応などを円滑に実施するための運用設計(案)を提案すること。内容は本市と協議の上決定するものとする。なお、決定した内容は運用マニュアルとして提出すること。
- ・学校からの問い合わせが授業時間外(夕方)に集中することが考えられる。電話連絡が不通とならないようにするための体制、対応時間が構築されていることが望ましい。
- ・学校からの問い合わせ内容、対応状況を一元管理できるクラウドサービスを用意し、市教育委員会、ICT 支援員においても問い合わせ内容を確認できるアカウントを提供すること。
- ・その他、安全かつ効果的な運用を実現するために有効な手段がある場合は提案すること。
- ・問い合わせや故障の有無に関わらず、月毎の問い合わせ・対応報告書を取りまとめ、翌月速やかに発注者に提出すること。
- ・故障、紛失時の対応フローについては、本市の要望をヒアリングし決定すること。

(2)ハードウェア補償

- ・学習用タブレットおよびハードウェアキーボード付きタブレットケースは、紛失・盗難・故障にかかわらず、利用回数上限がなく交換でき、負担金がかからないこと。
- ・紛失・盗難・故障等の際は、学校からの連絡を受け付け、郵送等にて速やかに交換品を指定の場所へ届けること(先出しセンドバック方式を基本とする)。なお、納品の際の送料はすべて受託者の負担とする。
- ・学校または本市から不調の連絡を受けたあと、2～3週間以内を目処に修理・交換を実施すること。
- ・交換品を提供する場合、当初に納品したモデルが生産終了となり、同モデルでの手配が困難となった場合には、同等以上の仕様を有する後継モデルを提供すること。

8. その他

- ・端末返却時の梱包、撤去、回収等、端末の返却又は処理に要する一切の費用も本契約に含めるものとする。
- ・本契約による賃貸借物件のデータ消去は、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、受託者の負担により実施し、消去した証明書を発行すること。なお、ガイドラインに改定があった際はその改訂内容に準じるものとする。

9. テスト要件

- ・検証機による事前検証学習用タブレット及びソフトウェア等に設定する内容を検証機へ反映し、端末設定仕様書に記載の内容がすべて反映されていることを確認すること。また、検証機及び検証結果報告書は本市へ提出し、本市担当者においても検証を行うものとする。
- ・受入検査納品時は、本市にて物品数量の検査及びサンプリングによる製品検査を実施するものとする。

10. 契約に係る遵守事項等

(1) 秘密保持

- ①受託者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、本市から取得した資料(電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。)を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。
ただし、次のア)からオ)のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - ア) 本市から取得した時点で、既に公知であるもの
 - イ) 本市から取得後、受託者の責によらず公知となったもの
 - ウ) 法令等に基づき開示されるもの
 - エ) 本市から秘密でないと指定されたもの
 - オ) 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に本市に協議の上、承認を得たもの
- ②受託者は、本市の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。
- ③受託者は、本調達に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動または退職した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- ④受託者は、本調達に係る検収後、受託者の事業所内部に保有されている本調達に係る本市に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消すると共に、本市から貸与されたものについては、検収後 1 週間以内に本市に返却するものとする。

(2) 情報セキュリティに関する受託者の責任

- ①受託者は、本市からの求めがあった場合に、受託者の資本関係・役員等の情報、受託作業の実施場所に関する情報、受託業務の従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を提供すること。
- ②本調達に係る業務の遂行において、定期的に情報セキュリティ対策の履行状況を報告す

ると共に情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、直ちに本市に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。

ア) 受託者に提供し、又は受託者によるアクセスを認める本市の情報の外部への漏えい及び目的外利用

イ) 受託者による本市のその他の情報へのアクセス

- ・被害の程度を把握するため、受託者は必要な記録類を契約終了時まで保存し、本市の求めに応じて成果物と共に引き渡すこと。

- ・情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある事象が本調達に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中に発生し、かつその事象が受託者における情報セキュリティ上の問題に起因する場合は、受託者の責任及び負担において次の各事項を速やかに実施すること。

- ・情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、本市の承認を得た上で実施すること。

- ・保守対象は、本契約で導入するハードウェア、ソフトウェア、通信回線とする。

- ・発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、本市へ提出して承認を得ること。

- ・再発防止対策を立案し、本市の承認を得た上で実施すること。

- ・上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、本市の指示に基づく措置を実施すること。

③本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、本市が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、本市がその実施内容(監査内容、対象範囲、実施等)を定めて、情報セキュリティ監査を行う(本市が選定した事業者による監査を含む)。また、受託者は自ら実施した外部監査についても本市へ報告すること。情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

④受託者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について本市が改善を求めた場合には、本市と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

⑤受託者は、本調達に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物(関係者個人の所有物等、受託者管理外のものを指す。以下、同じ。)コンピュータ及び私物記録媒体(USBメモリ等)に本市に関連する情報を保存すること及び本調達に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを原則として禁止する。ただし、仮想環境等の利用によりセキュリティが担保された状態であり、かつ本市の事前承諾を得ている場合はこの限りではない。

⑥本市のテスト及び本番の機器・オペレーション環境に受託者のモバイル機器・コンピュータ

を持ち込んではいない。

- ⑦電子データの納品の際は、必ずマルウェアに対するセキュリティチェックを行い、クリーニングした上で納品すること。

(3)業務の再委託

本業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることを禁止する。なお、受託者が本業務の「一部」を再委託する場合は、以下に掲げる要件を満たすこととする。

- ①再委託先の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について書面にて届け出ること。
- ②再委託の相手方が行った作業について、全責任を負うこと。
- ③再委託の相手方に対して、本市が受託者に対して求める機密保持契約等の遵守事項と同等の義務を負わせること。
- ④再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な業務履行の確保に努めること。
- ⑤本項目の記載事項は、再々委託を実施する場合にも適用すること。

(4)知的財産権の帰属

- ①本業により作成する成果物に関して、著作権法(昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号)第 21 条、第 23 条、第 26 条の 3、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権を本市に譲渡し、本市は独占的に使用するものとする。なお、受託者は本市に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者として行使させないものとする。受託者は、本件契約に係る著作権等の権利に関して、本市へ譲渡されているもの、本市が利用許諾を得ているもの、受託者が第三者との間で契約したもの等について、全て書面に整理し、これを本市へ提出しなければならない。
- ②本業務に際して、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。なお、本市は紛争等の事実を知った時は、速やかに受託者に通知するものとする。

(5)契約不適合責任

本仕様書(付随する資料を含む)及び本市が承認した「納品物」との不一致が検収完了後に発見された場合は、受託者の責任及び負担において、本市が相当と認める期日までに補修すること。契約不適合責任による処置の請求は、本市が契約不適合を知ったときから 1 年以内に

行うこととする。ただし、数量や移転した権利に関する契約不適合、又はその契約不適合が受託者の故意や重大な過失により生じた場合においては、本市は時期によらず受託者に是正処置を請求することができる。

(6)法令等の遵守

- ①受託者は、民法(明治 29 年法律第 89 号)、刑法(明治 40 年法律第 45 号)、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)等の関係法規を遵守すること。
- ②受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- ③受託者は、施工にあたって建設業法等(昭和 24 年法律第 100 号)を遵守すること。

11. 納品成果物

学習用タブレット及び付属品の納品以外に、次の成果物を納品すること。なお、納品期限はそれぞれ下表のとおりとする。成果物の納品方法は書面・電子媒体とし、それぞれ1部ずつ提出すること。電子媒体の種類は CD、DVD、USB メモリ等の一般的な媒体とし、ファイル形式は本市で採用している読み書き可能な形式に合わせる(Excel、Word、PowerPoint、PDF)。これ以外の形式を利用する場合は、事前に本市と相談すること。なお、成果物に専門用語が含まれる場合には、必ず説明を付すこと。なお、納品時には必ずマルウェアに対するセキュリティチェックを行い、クリーニングした上でその証左と共に納品すること。

作業工程	納品成果物	提出時期
管理	プロジェクト計画書	契約締結後速やかに
設計	端末設定仕様書	設計完了時点
キッティング作業	検証結果報告書	試験完了時点
その他	ソフトウェアライセンス認証書	業務完了時点
	業務完了報告書	業務完了時点

※本業務は文部科学省「GIGA スクール構想」に基づいて実施するものであり、上記のほか事業実績報告書として必要な成果物が生じた場合は、本契約の範囲において納品すること。

12. 検査完了条件

機器の納品がすべて完了した後、本市にて納品物の状態及び内容を確認し、検査完了とす

る。また、本仕様書に定める納入成果物も、その記載内容を検査対象に含むものとする。

13. 特記事項

(1) 費用支払条件

- ・検収後、請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。(60ヶ月)
- ・請求に基づきは毎月均等払いとする。端数が生じた場合は、リース開始月に合算して支払う。

(2) 契約解除等に伴う業務引継ぎに関する事項

本業務の履行期間の満了、全部もしくは一部の解除またはその他契約の終了事由の如何を問わず契約が終了する場合は、受託者は契約終了日まで本市が継続して業務を遂行できるよう、誠意を持って協力するものとする。

(3) 関係事業者との協力について

必要に応じて本市が運用するシステムやハードウェア、ネットワーク等に係る保守事業者と調整、確認を行うこと。情報提供が必要な場合は、本市を通じて関係事業者へ調整を行うため、申し出ること。

(4) その他

- ①本書に明示されていない事項であっても、本市と協議のうえ、その履行上当然必要な事項については、すべて受託者が責任を持って対応すること。
- ②業務に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、三重県松阪市を管轄する裁判所を持って専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権の権利に関する訴えについては、民事訴訟法(平成8年6月26日法律第109号)第6条に定めるとおりとする。

	学校名	住所
小 学 校	第一小学校	松阪市殿町1349番地1
	第二小学校	松阪市垣鼻町633番地
	第三小学校	松阪市西之庄町150番地
	第四小学校	松阪市鎌田町428番地4
	第五小学校	松阪市久保町276番地
	幸小学校	松阪市殿町1198番地2
	松江小学校	松阪市川井町380番地1
	伊勢寺小学校	松阪市伊勢寺町26番地
	阿坂小学校	松阪市小阿坂町3325番地
	松ヶ崎小学校※1	松阪市松崎浦町751番地2
	港小学校	松阪市荒木町16番地
	西黒部小学校※1	松阪市西黒部町713番地1
	東黒部小学校※1	松阪市垣内田町6番地1
	機殿小学校※1	松阪市六根町16番地1
	朝見小学校※1	松阪市大宮田町195番地
	てい水小学校※1	松阪市豊原町1120番地
	漕代小学校※1	松阪市目田町207番地
	花岡小学校	松阪市大黒田町757番地
	山室山小学校	松阪市光町1番地
	松尾小学校	松阪市丹生寺町566番地
	大河内小学校	松阪市矢津町1775番地
	射和小学校	松阪市射和町557番地1
	南小学校	松阪市小片野町945番地
	徳和小学校	松阪市上川町197番地4

備考

※1:令和8年4月よりつぎの小学校が統合となる予定です。納入に関しては統合先に納入を想定しています。

(1)東黒部・西黒部・機殿・朝見の4小学校を統合(朝見小校舎を活用)し、学校名が東部北(とうぶきた)小学校となります。

(2)掃水・漕代の2小学校を統合(掃水小校舎を活用)し、学校名が東部南(とうぶみなみ)小学校となります。

(3)松ヶ崎・米ノ庄の2小学校を統合(米ノ庄小校舎を活用)し、よねのしょう小学校となります。

	学校名	住所
小 学 校	豊地小学校	松阪市嬉野堀之内町229番地
	中川小学校	松阪市嬉野中川町1057番地
	豊田小学校	松阪市嬉野川北町1338番地2
	中原小学校	松阪市嬉野田村町44番地
	米ノ庄小学校※1	松阪市市場庄町20番地
	天白小学校	松阪市曽原町774番地
	鵜小学校	松阪市笠松町279番地
	小野江小学校	松阪市小野江町355番地
	柿野小学校	松阪市飯南町深野3688番地
	粥見小学校	松阪市飯南町粥見3969番地
	宮前小学校	松阪市飯高町宮前1022番地
	香肌小学校	松阪市飯高町森1810番地2
中 学 校	殿町中学校	松阪市殿町1508番地1
	鎌田中学校	松阪市鎌田町656番地
	久保中学校	松阪市垣鼻町1790番地1
	東部中学校	松阪市魚見町884番地
	大江中学校	松阪市小片野町228番地
	中部中学校	松阪市立野町1344番地
	西中学校	松阪市曲町4番地8
	嬉野中学校	松阪市嬉野下之庄町1725番地
	三雲中学校	松阪市中道町345番地
	飯南中学校	松阪市飯南町粥見566番地
	飯高中学校	松阪市飯高町宮前927番地

※令和7年5月1日時点の情報です

【別紙2】学校別基礎情報

学校名		学級数								児童生徒数							
		1	2	3	4	5	6	特別支援	計	1	2	3	4	5	6	計	
小学校	第一小学校	1	1	1	1	1	1	1	7	18	14	11	11	24	20	98	
	第二小学校	1	1	1	1	1	1	4	10	32	27	31	35	29	35	189	
	第三小学校	1	1	1	2	1	2	3	11	28	26	35	39	18	40	186	
	第四小学校	2	2	2	3	3	2	4	18	72	54	72	94	81	74	447	
	第五小学校	2	3	2	3	3	3	6	22	76	80	72	92	78	83	481	
	幸小学校	2	3	3	2	2	2	3	17	57	78	81	76	68	68	428	
	松江小学校	2	2	2	2	2	2	3	15	41	50	50	67	61	46	315	
	伊勢寺小学校	1	1	1	1	1	1	3	9	27	26	22	32	23	23	153	
	阿坂小学校	1	1	1	1	1	1	0	6	13	5	16	10	8	13	65	
	松ヶ崎小学校	0	1	0	1	0	1	1	4	4	2	6	4	6	4	26	
	港小学校	2	1	1	2	2	1	2	11	42	24	34	45	38	32	215	
	東黒部小学校	1	0	1	0	1	1	1	5	7	4	4	6	7	7	35	
	西黒部小学校	1	1	1	1	1	1	1	7	9	7	14	7	10	9	56	
	機殿小学校	1	1	0	1	0	1	1	5	10	9	4	4	8	7	42	
	朝見小学校	1	1	1	1	1	1	1	7	16	18	12	6	21	10	83	
	掃水小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	27	30	27	29	34	28	175	
	漕代小学校	1	1	1	0	1	1	1	6	6	12	10	6	6	13	53	
	花岡小学校	3	3	4	3	3	3	3	22	101	89	117	79	82	93	561	
	松尾小学校	1	1	1	2	2	1	2	10	19	29	31	40	46	35	200	
	大河内小学校	1	1	1	1	1	1	1	7	9	10	17	7	12	13	68	
	南小学校	1	0	1	1	1	1	1	6	5	9	6	11	8	10	49	
	射和小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	30	27	23	28	24	27	159	
	山室山小学校	3	3	3	3	3	3	6	24	96	77	87	97	86	101	544	
	徳和小学校	4	3	3	3	3	3	6	25	105	91	113	100	95	105	609	
	豊地小学校	1	1	1	1	1	1	3	9	20	23	28	29	27	28	155	
	中川小学校	3	4	3	3	3	3	3	22	79	99	91	97	97	98	561	
	豊田小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	21	25	24	29	24	16	139	
	中原小学校	1	1	1	1	1	1	1	7	15	17	18	15	17	24	106	
	天白小学校	2	2	2	3	3	2	4	18	71	61	57	80	77	72	418	
	鵲小学校	1	1	1	1	1	1	1	7	9	17	11	17	10	16	80	
	小野江小学校	2	1	1	1	2	2	2	11	40	32	31	26	38	40	207	
	米ノ庄小学校	1	1	2	1	1	1	2	9	24	24	43	22	34	34	181	
	柿野小学校	1	1	1	1	1	1	0	6	16	8	10	7	12	10	63	
	粥見小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	14	11	16	15	15	9	80	
	香肌小学校	0	1	0	1	0	1	0	3	5	2	5	7	3	3	25	
	宮前小学校	1	1	1	1	1	1	1	7	7	4	13	9	10	12	55	
中学校	殿町中学校	3	4	4				4	15	107	141	134				382	
	鎌田中学校	3	4	4				4	15	93	129	118				340	
	久保中学校	6	6	6				7	25	233	221	233				687	
	東部中学校	3	3	2				2	10	77	85	67				229	
	中部中学校	6	6	6				5	23	188	222	183				593	
	大江中学校	1	1	1				0	3	6	11	8				25	
	西中学校	4	4	4				4	16	119	115	129				363	
	嬉野中学校	5	5	5				6	21	175	180	163				518	
	三雲中学校	5	5	5				5	20	178	180	196				554	
	飯南中学校	1	1	1				1	4	27	30	34				91	
	飯高中学校	1	1	1				1	4	14	14	17				45	